

# JIS

## 環境マネジメント— 環境パフォーマンス評価—指針

JIS Q 14031 : 2000

(ISO 14031 : 1999 )

(2006 確認)

平成12年10月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

JIS Q 14031には、次に示す附属書がある。

附属書A(参考) 環境パフォーマンス評価に関する補足指針

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成12.10.20

官 報 公 示：平成12.10.20

原案作成協力者：社団法人 産業環境管理協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 認定・認証部会(部会長 大島 榮次)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部 管理システム規格課 [☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 環境マネジメント— 環境パフォーマンス評価—指針

Q 14031 : 2000  
(ISO 14031 : 1999)

Environmental management—Environmental performance evaluation—Guidelines

**0. 序文** この規格は、1999年に第1版として発行されたISO 14031, Environmental management—Environmental performance evaluation—Guidelinesを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

多くの組織が、その環境パフォーマンスを理解し、実証し、かつ、改善する方法を求めている。これは、環境に著しく影響し得る組織の活動、製品及びサービスの要素を、より効果的に管理することによって達成される。

環境パフォーマンス評価(EPE)が、この規格の主題である。EPEは、組織の環境パフォーマンスが組織のマネジメントによって決められた基準を満たしているか否かを判定するために、信頼ができて検証可能な情報を、いつでもマネジメントに提供する内部的なプロセスであり、ツールである。

環境マネジメントシステムを制定している組織は、その環境方針、目的、目標、その他の環境パフォーマンス基準に対して、その環境パフォーマンスを評価するのがよい。組織が環境マネジメントシステムをもたないとき、EPEは次の事項について組織を支援することができる。

その環境側面を特定したり、どの側面を重要と扱うかを決めたり、及びその環境パフォーマンスの基準を設定したりすることの、一助としてEPEを使用するのがよい。

- ・環境側面を特定する
- ・どれを著しい環境側面と扱うかを決める
- ・環境パフォーマンスの基準を設定すること、及び
- ・この基準に対して環境パフォーマンスを評価すること。

EPE及び環境監査は、必要な組織の環境パフォーマンスの状況を評価して改善分野を特定するような組織のマネジメントを支援する。EPEは、パフォーマンスの経時変化だけでなく、現在のパフォーマンスを評価するためのデータ及び情報の収集並びに評価の継続的なプロセスである。対照的に、環境監査は、規格要求事項への適合性を検証するために定期的に実施する。環境監査に関する更なる指針は、JIS Q 14010 : 1996及びJIS Q 14011に示してある。

EPEに情報をもたらすために、マネジメントが使用できる他のツールの例には、環境レビュー及びライフサイクルアセスメント(LCA)が含まれる。EPEは組織の環境パフォーマンスを表現することに焦点を当てているのに対し、LCAは製品及びサービスのシステムにかかる環境側面及び潜在的影響を評価する技法である。LCAについての更なる指針は、JIS Q 14040及びJIS Q 14041並びにISO 14042及びISO 14043(参考文献参照)にある。これら及び他の関連情報又はデータは、他のマネジメントツールの実施と同じように、EPEの実施を支援できる。

**1. 適用範囲** この規格は、組織内部での環境パフォーマンス評価の設計及び使用に関する指針を示す。この規格は、種類、規模、所在地及び複雑さを問わず、すべての組織に適用できる。

この規格は、環境パフォーマンスのレベルを述べるものではない。この規格は、認証及び登録の目的のための仕様規格、その他環境マネジメントシステムの適合要件を述べるためのものでもない。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。